（精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定）

第百十九条　家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。

2　家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、特定補助人を付する処分の審判をすることができない。ただし、医師二人以上の意見を聴いて、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、民法第十二条第三項の規定による特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（陳述及び意見の聴取）

第百二十条　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第四号から第十四号までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び補助開始の審判を受けた者については、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一　補助開始の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助開始の審判を受ける者又は補助開始の審判を受けた者

三　補助人の同意に代わる許可の審判　補助人

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（民法第十二条第三項若しくは第四項又は第八百七十六条の二十一第二項の規定による場合に限る。第三項第二号において同じ。）　特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人

五　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者

六　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者

七　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判（民法第十二条第二項又は第八百七十六条の二十一第二項の規定による場合に限る。第三項第五号において同じ。）　補助開始の審判を受けた者及び補助人

八　補助人に対する代理権の付与の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

九　補助開始の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人

十　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人

十一　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人

十二　補助人又は補助監督人の選任の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

十三　補助人の解任の審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人

十四　補助監督人の解任の審判　補助開始の審判を受けた者及び補助監督人

十五　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者

2　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人として付される者となるべき者又は補助人

二　補助人の選任の審判　補助人となるべき者

三　補助監督人の選任の審判　補助監督人となるべき者

3　家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができる。

一　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判

二　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判

三　特定補助人を付する処分の審判

四　取り消すことのできる行為の定めの審判

五　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判

六　補助人に対する代理権の付与の審判

七　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判

八　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判

九　補助人の選任の審判

十　補助人の解任の審判

（申立ての取下げの制限）

第百二十一条　次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

一　補助開始の申立て

二　民法第八百七十六条の二第二項の規定による補助人の選任の申立て

三　民法第八百七十六条の四の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百七十六条の二第三項の規定による補助人の選任の申立て

（審判の告知等）

第百二十二条　次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一　補助開始の審判　民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）

三　補助人の同意に代わる許可の審判　補助人及び補助監督人

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判　特定補助人及び補助監督人

五　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人として付される者となるべき者及び補助監督人（当該審判が特定補助人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助監督人となるべき者）

六　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人及び補助監督人（当該審判が特定補助人を付する処分の審判又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、特定補助人として付される者となるべき者又は補助監督人となるべき者）

七　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判　補助人及び補助監督人

八　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助監督人（当該審判が補助開始の審判又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助監督人となるべき者）

九　補助開始の審判の取消しの審判　補助人及び補助監督人

十　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判　特定補助人及び補助監督人

十一　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助監督人

十二　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判　特定補助人